

1 史跡上之国館跡保存管理計画策定の経過

① 保存管理計画策定委員会の開催

項 目	開催時期	開催地	内 容
第1回保存管理 計画策定委員会	平成21年 7月19日	上ノ国町	・計画策定に係る経緯・目的説明 ・委員長・副委員長選任
第2回保存管理 計画策定委員会	平成21年 12月18日	上ノ国町	・計画策定までのスケジュール説明 ・第1次素案に対する審議
第3回保存管理 計画策定委員会	平成22年 10月9日	上ノ国町	・第1次素案に対する審議を受け、第2次 素案（修正案）を提示・再審議
第4回保存管理 計画策定委員会	平成23年 1月30日	上ノ国町	・再審議を受け最終案の提示・審議、計画 の承認

② 保存管理計画書の作成

項 目	作業期間	実施方法	内 容
保存管理計画書 第1次素案の作成	平成21年4月 ～ 平成21年12月	直 営	・文字原稿の作成 ・挿図・写真・図版の収集 ・文献・考古資料の収集 ・第1回・第2回策定委員会の開催
保存管理計画書 第2次素案の作成	平成21年12月 ～ 平成22年10月	直 営	・第1次素案の修正作業 ・第2次素案の作成作業 ・第3回策定委員会の開催
保存管理計画書 最終とりまとめ	平成22年10月 ～ 平成23年2月	直 営	・最終案のとりまとめ作業 ・第4回策定委員会の開催
保存管理計画書 印刷製本作業	平成23年2月 ～ 平成23年3月	請 負	・印刷製本請負業務発注 ・校正作業

史跡上之国館跡保存管理計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 町教育委員会は、上ノ国町に所在する史跡の保存、管理、公開活用についての計画策定をするために、史跡上之国館跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は8人以内で組織する。

2 委員会の委員は、以下に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するものとする。

- (1) 考古学・地質学・建築学・歴史学・地理学について専門的知識を有する者
- (2) その他学識経験を有する者

(任 期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。なお、委員に欠員が生じた場合は補充することができ、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて教育長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の定数の半数以上委員が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部 会)

第6条 委員会に各種検討を行うための部会を置くことができるものとする。

2 部会に属すべき委員は、教育長が委嘱するものとする。

3 部会長は部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから当該部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、特に必要があると認められるとき、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、町教育委員会事務局生涯学習・文化財グループにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必用な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

2 この要綱は、平成23年3月31日限りで効力を失う。